

# ○ 公立小浜病院組合 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 介護老人保健施設「アクール若狭」運営規程

## (事業の目的)

第1条 公立小浜病院組合が、介護保険法に規定する介護保険施設として設置運営する介護老人保健施設アクール若狭(以下「事業所」という)が行う通所リハビリテーション事業(介護予防通所リハビリテーション事業含む)(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士または作業療法士、言語聴覚士、介護職員および看護職員等が要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態等」となった通所者に対し、理学療法やその他適切なリハビリテーション等を行うことにより心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるように適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の基本方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態等にある通所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう働きかけるとともに適切なサービス提供に努める。

2. 事業所の職員は、通所者の意思および人格を尊重し、常に通所者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、居宅介護支援事業者、介護支援予防事業者、他の介護保険施設および居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する他の事業者と密接な連携を図り、通所者の自立の可能性を最大限引き出すような支援を行うように努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	公立小浜病院組合 介護老人保健施設 アクール若狭
所在地	福井県小浜市大手町2番2号

## (職員の職種および員数)

第4条 事業所の職員の職種および員数は、次のとおりとする。

① 施設長	1名	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
② 医師	1名以上	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
③ 看護職員	1名以上	
④ 介護職員	5名以上	
⑤ 理学療法士	1名以上	
作業療法士	1名以上	ただし 併設施設 兼務
言語聴覚士	1名以上	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
⑥ 管理栄養士	1名以上	ただし 併設施設 兼務

- ⑦ 事務職員 1名以上 ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 施設長は、業務全般を掌握し、職員を監督し、運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- ② 医師は、通所者の心身の状況を踏まえ、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画含め以下「通所リハビリテーション計画等」という）に基づく医療、リハビリテーション等の指示等を行う。
- ③ 看護職員は、健康状態を的確に把握し、診療補助と通所リハビリテーション計画等に基づく療養上の看護等を行う。
- ④ 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、通所リハビリテーション計画等に基づき適切な介護等を行う。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、通所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、通所リハビリテーション計画等に基づき必要なりハビリテーション等を行う。
- ⑥ 管理栄養士は、身体 の 状況等を勘案し、通所リハビリテーション計画等に基づき栄養および嗜好に対して適切な食事管理および指導を行う。
- ⑦ 事務職員は、経理、労務、物品購入の事務を行い、備品および諸帳簿を管理する。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、8月15日、1月1日から1月3日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、施設長が特に必要があると認めるときは、臨時に営業日を設け又は、営業日の通所を休止することが出来る。
- ② 営業時間は、午前9時0分から午後3時30分までとする。ただし、特別に必要がある場合はこの限りではない。

(利用の定員)

第7条 事業所が1日にサービスを提供する定員は40名とする。

(利用手続き等)

第8条 事業所は、通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーションサービス含め以下「通所リハビリテーションサービス等」という）の提供の開始に際し、あらかじめ通所希望者およびその家族に対して「重要事項説明書」を交付し説明を行い、同意を得る。

2. 「通所リハビリテーション利用契約」を交わし、事業所と通所者各自が1通ずつ保有する。

(利用料金およびその他の費用)

第9条 通所リハビリテーションサービス等の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した通所リハビリテーションサービス等費の1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに準じた割合）とする。

2. 前項のほか、別表に掲げる費用の支払いを入所者から利用料として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、事業所は通所者またはその家族に対して事前に「重要事項説明書」を交付して説明し、同意を得る。
4. 事業所は、請求書を本人または家族に交付し、支払いは指定期日までに現金または銀行振込等で受ける。

(サービス計画の作成)

第10条 医師および理学療法士等、その他職員は、診療および運動機能検査等、また既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容等を基に共同して、通所者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえて、通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容と実施期間等を記載した通所リハビリテーション計画等を作成し、通所者またはその家族に対し、その内容について説明を行い、同意を得て交付する。

(通所者に対するサービスの内容)

第11条 事業所は、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、必要なリハビリテーション等に関する目標を設定し、計画的に行う。

2. 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、通所者またはその家族に対し、リハビリテーションの視点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。
3. 事業所は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
4. 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。
  - ① リハビリテーション等の実施に当たっては、医師の指示および通所リハビリテーション計画等に基づき、通所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立および生活の向上に資するよう、理学療法、その他必要なリハビリテーション等を妥当適切に行う。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
  - ② 常に、通所者の病状および心身の状況ならびに日常生活およびその置かれている環境の的確な把握に努め、通所者の日常生活の自立を支援し、適切なサービスを提供する。
  - ③ それぞれの通所者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療録等に記録し、必要に応じて居宅介護支援事業者等に報告および指導を行う。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業所の通常の実施地域は、小浜市、若狭町、おおい町とする。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 通所者は、事業所から通所リハビリテーションサービス等の提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- ① 事業所の定めた医学的な管理上必要な指示に従うこと。
- ② 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑をかける行為および言動をしないこと。
- ③ 衛生、風紀、管理上支障のあるものを事業者内に持ち込まないこと。
- ④ 火災、盗難の防止に努めること。
- ⑤ 多額な現金、有価証券や貴金属類は、持ち込まないこと。
- ⑥ 建物、設備を故意に破損しないこと。
- ⑦ サービス内容について、苦情、相談等がある時はいつでも申し出ること。
- ⑧ サービス内容について事実と相違することを故意にいいふらさないこと。
- ⑨ その他、施設長が管理運営上支障をきたすと認めること。

(勤務体制の確保)

第14条 事業所は通所者に対し、適切な通所リハビリテーションサービス等、その他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 事業所は職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 職種別研修 | 随時       |
| ③ 全職員研修 | 随時       |

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防災対策について人命の尊重を配慮した具体的対策を定める。また、本体施設と連携し、避難訓練や初期消火訓練を含む防災訓練を年2回以上実施する。

(運営に関する基準)

第16条 事業所は、本体施設の運営に関する基準を遵守し、サービス提供にあたる職員は感染症および介護事故防止等に関する知識の習得に努める。

(秘密の保持)

第17条 職員または施設を退職した職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、事業所は事業所を退職した職員が、正当な理由なく、その業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

- 第18条 事業所および職員は、居宅介護支援を行う事業者またはその職員に対し、当該事業所を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。
2. 事業所および職員は、居宅介護支援を行う事業者またはその職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

- 第19条 事業所は、通所リハビリテーション等に関する利用者およびその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する。
2. 事業所は、提供した通所リハビリテーション等に関し、法23条の規定による市町が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従い必要な改善を行い、改善内容を当該市町に報告する。
3. 事業所は、提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法令の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から法令の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従い必要な改善を行う。また、市町からの求めがあった場合、当該改善内容について報告する。

(身体拘束の廃止)

- 第20条 事業所は、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しない。
2. 事業所は、前項の緊急やむを得ない場合の要件に該当するか十分に検討した上で要件を満たし該当すると判断し身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の期間等を入所者またはその家族等に詳細に説明し同意を得る。
3. 事業所は、前項の身体拘束等を行った場合でも、常に観察、再検討し緊急やむを得ない場合に該当しないと判断した場合には、直ちにこれを解除する。

(衛生管理)

- 第21条 事業所は、通所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるとともに、医薬品や医療用具の管理を適正に行う。
2. 事業所は、事業所内において感染症および食中毒が発生、または蔓延しないように適切な措置を講じる。
- ① 感染症等の予防、対策等を検討する委員会を定期的で開催し、その結果等について職員に周知徹底を図るとともに研修等を定期的実施する。
- ② 感染症等を予防するための指針を整備し、適切な手順、対処等の対応を行う。

(介護事故発生時の対応)

第22条 事業所は、事業所内において介護事故発生の防止のために本体施設と同様の適切な措置を講じる。

- ① 介護事故が発生した場合および事故に至る危険性がある場合等の報告事例を基に、検討を行う委員会を設置し事故の再発防止または予防の対策を職員に周知徹底を図るとともに研修等を実施する。
  - ② 介護事故発生の防止のための体制および指針を整備し、適切な手順、対応を行う。
2. 事業所は、事業所内において介護事故が発生した場合は、速やかに通所者の家族および介護保険者ならびに関係各機関に連絡し、記録するとともに、必要に応じて誠意をもって損害賠償を行う。(ただし、天災地災等不可抗力による場合や利用者に重過失がある場合は除く。)
  3. 事業所は、事故発生対策に係る処置を適切に実施するため、安全管理室を設置し、リスクマネージャーを専任の担当者とする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第23条 事業所は、虐待が起こらないよう虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置して、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し虐待のない施設環境づくりに努め、虐待防止にかかる研修を年1回以上実施する。

2. 事業所は、虐待の防止のための体制および指針を整備し、適切な手順、対応を行う。
3. 事業所は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、委員会委員長を専任の担当者とする。

(記録の整備)

第24条 事業所は本事業を行うため、通所リハビリテーション利用契約書、通所リハビリテーション計画書等、処遇に関する記録、利用料出納簿およびその他の必要な記録を整備する。なお、保存期間は本体施設と同様とする。

(その他運営に関する事項)

第25条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公立小浜病院組合長と施設長が協議して定める。

附 則 この規定は平成30年4月1日から施行する。